

浜松市行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応する独自の行財政制度を確立し、行財政改革を推進するため、浜松市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は総務部を所管する副市長を、本部員は浜松庁議等に関する規則（平成11年浜松市規則第70号）第3条に規定する庁議を構成する者並びに選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、庁議において第2条に掲げる本部の所掌事務に関する審議、報告、連絡等が行われた場合は、当該庁議を本部の会議とみなす。

(部会)

第6条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 本部の会議は、所掌事務の調査等のため必要があると認めるときは、関係者の出

席を求め、その意見を聴き、又は資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部政策法務課経営推進担当において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年月7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年月4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年月7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年月8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年月7月1日から施行する。